

広島県告示第三百二十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によって、平成二十三年  
 度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
広島市	湯来町大字和田の一部	交付決定の日 平成二四年三月三十一日
三原市	長谷町の一部、本郷町上北方の一部、久井町下津の一部	交付決定の日 平成二四年三月三十一日
福山市	千田町三丁目の一部、横尾町・横尾町一丁目の一部	交付決定の日 平成二四年三月三十一日
府中市	斗升の一部、行滕の一部、上下の一部	交付決定の日 平成二四年三月三十一日
三次市	下志和地町の一部、甲奴町本郷の一部、甲奴町宇賀の一部、君田町石原の一部、布野町横谷の一部、作木町上作木の一部、吉舎町吉舎の一部、吉舎町清綱の一部、三和町羽出庭の一部、三和町大力谷の一部、廻神町の一部、東酒屋町の一部	交付決定の日 平成二四年三月三十一日
庄原市	総領町五箇の一部、東城町受原・菅・川鳥の一部	交付決定の日 平成二四年三月三十一日
東広島市	西条町福本の一部、西条本町・西条上市の一部、豊栄町乃美の一部、安芸津町木谷の一部	交付決定の日 平成二四年三月三十一日
廿日市市	石原小杉、石原大津、石原空山、中道字中西・三島原、中道字道祖ヶ原、中道字板押の一部	交付決定の日 平成二四年三月三十一日
安芸高田市	美土里町北の一部	交付決定の日 平成二四年三月三十一日
北広島町	大朝の一部、中尾、銭亀、平ヶ丸、堤山	交付決定の日 平成二四年三月三十一日
大崎上島町	東野の一部、木江の一部	交付決定の日 平成二四年三月三十一日
世羅町	宇津戸の一部、戸張の一部、徳市の一部	交付決定の日 平成二四年三月三十一日

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
神石高原町	坂瀬川の一部、安田の一部、笹尾の一部、牧の一部、下豊松の一部	交付決定の日、 平成二四年三月三十一日

二 数値情報化事業

数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間
広島市	湯来町大字葛原の一部、湯来町大字和田の一部	交付決定の日、 平成二四年三月三十一日
府中市	斗升の一部	交付決定の日、 平成二四年三月三十一日
安芸高田市	美土里町北の一部	交付決定の日、 平成二四年三月三十一日
神石高原町	坂瀬川の一部、安田の一部、牧の一部、笹尾の一部	交付決定の日、 平成二四年三月三十一日

三 官民境界等先行調査

調査を行う者の名称	官民境界等先行調査を行う地域	調査期間
坂町	町道宮上一号線	交付決定の日、 平成二四年三月三十一日